

清水地域医療体制協議会での議論の概要について

1. 趣 旨

- 清水地域は、本市の他地域と比較して人口減少や高齢化が進行し、疾病構造の変化や将来的な患者数の減少など、医療需要が大きく変化していくことが見込まれており、この変化に適した医療体制の確保が課題となっている。
- この課題の解決に向けては、清水地域の各医療機関の個別最適での対応では限界がある。そのため、現在国がガイドラインを作成している2040年に向けた新たな「地域医療構想」の策定方針を確認しながら、地域全体での医療機関における役割分担や連携などを踏まえた対策を講じる必要がある。
- そして、この対策の検討にあたっては、地域の医療関係者の意見を十分踏まえる必要がある。意見聴取する場として、「静岡市清水地域医療体制協議会」を設置し、将来の清水地域の医療提供体制の在り方について協議を実施してきた。
- 1月29日開催予定の第4回協議会において、将来の清水地域の医療体制の在り方として、「基本的な方向性」や「清水地域の市立病院・公的病院（清水厚生病院）の一体的運用」の方向性等について、中間とりまとめを行った。

2. 将来の清水地域の医療体制の在り方中間とりまとめのポイント

「医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上の高齢者の増加や人口減少がさらに進む2040年、さらにその先を見据え、全ての地域・全ての世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院して、日常生活に戻ることができる※」まちを目指す必要がある。

特に、清水地域は、静岡県から病院医師少数スポットに設定されているとともに、葵区、駿河区と比較して人口減少や高齢化が進行し、高齢者に係る疾病の増など疾病構造の変化や将来的な患者数の減少など、医療需要が大きく変化していくことが見込まれており、この変化に適した医療体制を、以下のとおり確保していく。

※ 「新たな地域医療構想等に関する検討会とりまとめ（令和6年12月18日）」厚生労働省

（1）将来の医療体制の在り方の基本的な方向性

[方針] 清水地域の住民がその容体に応じ、高度急性期・急性期・包括期等適時・適切な医療を将来にわたって持続的に受けられることができる医療体制を構築する。

高齢者救急以外の多くの医療資源を要する高度急性期・急性期の医療需要の減少が見込まれる中、静岡医療圏全体の医療資源等を踏まえながら、清水地域の医療需要への対応に必要な連携・再編・集約を進める。

- ア 清水地域の住民に必要な医療を持続的に提供するため、**可能な限り清水地域の医療需要に対応した医療提供を地域内で行う。**
- イ **高度急性期等清水地域内で対応できない医療の提供については、旧静岡地域（葵区・駿河区）の医療機関に対応を依頼し、対応後の患者を清水地域で受ける医療体制を構築**して、高齢化の進行など医療需要の変化に対応した医療を提供する。
- ウ イの体制を機能させるために、退院後の在宅医療や介護施設での対応を促進する。
- エ 清水地域で子どもを産み育てる環境の確保のため、小児や周産期医療体制を堅持する。

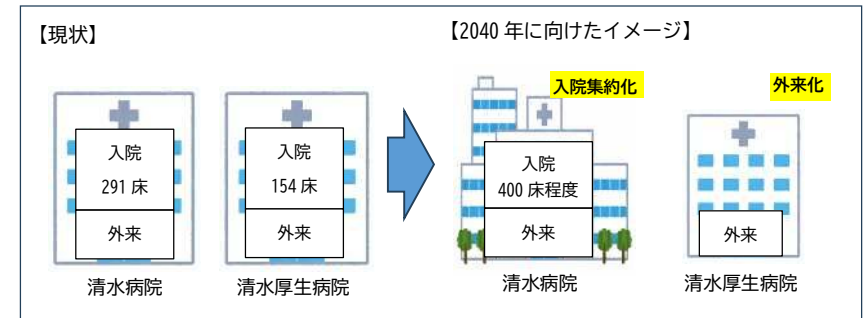
〔前記を実現するための取組〕

- ア 医療需要の減少や人材不足に対応するため、**病床数の適正化や、地域全体で効率的な病院運営を実現する病院間の連携（地域医療連携推進法人の活用等）を進める。**
- イ 病院が政策医療の拠点としての機能を維持するためには、一定規模の病院が必要となる。病床数の適正化のために**各病院がそれぞれ病床を削減した場合、各病院の医療機能が低下し、政策医療の拠点となる指定を外される等、その機能を果たせなくなる恐れがある。病床数の適正化を行うとともに、一定規模の病院の確保に留意して、清水地域の市立病院・公的病院の一体的運用を進めていく。**

（2）清水地域の市立病院・公的病院（清水厚生病院）※の一体的運用

①施設面

- 施設面の一体的運用にあたっては、**築年数、病院の規模等、ハード面の状況を考慮し、入院機能を市立清水病院へ集約化すべき**である。ただし、清水厚生病院は地域住民への医療提供を一定程度確保するため、外来機能を現地に残すべきである。
- また、病床数は、医療需要の減少や、新たな地域医療構想の策定に係る国の動向等を踏まえ、2040年を目標に必要な病床数を確保するが、今後の国からの算定式の提示や、実際の状況に応じ柔軟に対応すべきである。
- 診療科については、**現在の2病院にある診療科を基本とし、市民が必要とする診療科は引き続き維持していく**ことが望ましい。



②運営面

- 運営形態については、想定し得る各種運営形態におけるメリット・デメリットを清水地域の現状を踏まえ本協議会で整理した結果を参考とし、市当局において両病院の意見等を調整した上で決定されるのが適当である。

※ 清水さくら病院は、①既に静岡県立病院機構と地域医療連携推進法人を組織し、一体的運用を行っていること、②新病院設置時に病床数削減済（199床→159床）であることから、今回の一体的運用の検討対象から外し、市立清水病院と清水厚生病院の2病院で検討する。